

# 令和6年度青森県効果的捕獲促進事業委託業務仕様書

## 1 業務目的

令和6年度青森県指定管理鳥獣捕獲等事業実施計画に基づき、ニホンジカ及びイノシシによる農林業被害の軽減、生息域の拡大抑制及び捕獲作業に係る労力の省力化を図るため、ICT等を活用したくくりわなによる効率的な捕獲技術を実証し、これらの効果検証を行う。

## 2 業務実施期間

契約締結の日から令和7年3月21日（金）まで

## 3 業務内容

### (1) ICT等を活用したくくりわなの捕獲技術の実証及び効果検証

八戸市、階上町、新郷村において、捕獲通知システム等のICT技術とくくりわなを組み合わせた捕獲システムについて実証し、見回りに係る労務の省力化や捕獲効率などの効果を検証する。

### (2) ICT等を活用した捕獲技術の普及（報告会の開催）

3（1）による検証結果及び最新の知見に基づき、ICT等を活用した効果的・効率的な捕獲技術に関する報告会を行う。

## 4 成果品の提出

### (1) 成果品

ア 報告書1部（現地調査写真一式含む）（A4縦版）

イ 上記アの電子データを保存した電子媒体（CD-R又はDVD-R）1枚

### (2) 提出場所

青森県環境エネルギー部自然保護課

## 5 著作権等の扱い

(1) 成果品に関する著作権、著作隣接権、商標権、商品化権、意匠権及び所有権は、青森県が保有するものとする。

(2) 成果品に含まれる受託者又は第三者が権利を有する著作物等（以下「既存著作物」という。）の著作権等は、個々の著作者に帰属するものとする。

(3) 納入される成果品に既存著作物が含まれる場合には、受託者が当該既存著作物の使用に必要な費用の負担及び使用許諾契約等に係る一切の手続きを行うものとする。

(4) 著作権等を除く知的財産権の扱いについては、青森県と別途協議するものとする。

## 6 その他

(1) 受託者は、機密情報及び個人情報を善良なる管理者の注意義務をもって管

理するものとする。

- (2) 契約期間中において受託者は、委託者の求めに応じ中間報告書、参考資料及びデータ等を適宜提出するものとする。
- (3) 受託者は、本仕様書に疑義が生じたとき、本仕様書により難い事由が生じたとき又は本仕様書に記載のない事由については、委託者と速やかに協議し、その指示に従うものとする。
- (4) 事業の実施に当たっては、令和6年度指定管理鳥獣捕獲等事業と実施場所等について協議・調整を図ること。
- (5) 捕獲従事者等は、関係法令等を遵守するとともに、捕獲に伴う事故及び危害の防止には万全の措置を講ずるものとする。